

小樽市と株式会社ニッポンとの包括連携協定書

小樽市（以下、「甲」という。）と株式会社ニッポン（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携の下、官民協働により、地域活性化及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協働事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力を行う。

- （1）健康増進に関する事項
- （2）食育の推進に関する事項
- （3）地域活性化に関する事項
- （4）子育て支援の推進に関する事項
- （5）その他目的達成のために協議により定める事項

（連携及び協力の実施）

第3条 この協定に関する連携及び協力を円滑に実施するため、甲と乙は必要に応じて協議の場を設ける。また、連携事業を具体的に実施するに当たっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

2 甲と乙の間で取決めなどを要する事項については、前項の協議により覚書などを締結することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなかった場合、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 両当事者はこの協定の有効期間中であっても、6ヶ月以上の事前予告を書面で相手方に通知することで、この協定を解除することができる。

（協定の変更又は解除）

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、この協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲と乙は、この協定に基づく連携及び協力を行うに当たり、互いに知り得た相手方の秘密情報を厳重かつ適正に管理することとし、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。この協定の有効期間が終了した後も同様とする。ただし、次の各号の情報は秘密情報の対象外とする。

- (1) 開示時に公知であったもの
- (2) 開示時に既に所有していたもの
- (3) 開示後に自己の責めに帰さない事由により公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもの
- (5) 秘密情報によらずに独自に開発したもの

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、協議の上、決定する。

(合意管轄)

第8条 この協定に関わる訴訟については、被告の本店又は本庁舎所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄 裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

2026年(令和8年)8月24日

甲 北海道小樽市花園2丁目12番1号

小樽市

小樽市長

乙 東京都千代田区麹町4丁目8番地

株式会社ニッポン

代表取締役社長
